

全養協通信

平成26年3月25日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設にお送りしています

《今号のトピックス(見出し一覧)》

1. 職員配置基準の改善に向けた財源確保を要望
2. 国の来年度事業方針が示される
3. 被措置児童等虐待の届出・受理件数は214件
4. 全社協・全養協からのお知らせ

《今号の同封物一覧(会員施設)》

1. 「施設の抱える災害リスクに関する調査」 (依頼文、調査票)
2. 平成25・26年度 全国児童養護施設一覧
3. アトム基金進級応援助成制度関係 (案内文、募集要綱)
4. メイسن財団奨学制度関係 (案内文、助成要項)
5. 社会福祉法人経営セミナー (案内文、開催要綱)
6. 全国児童福祉主管課長会議資料(抜粋)
7. 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会資料(抜粋)
8. すすめよう! 発信しよう! 働きやすく、やりがいの感じられる「ふくしの仕事」(パンフレット)
9. 実践事例公募要項

1. 職員配置基準の改善に向けた財源確保を要望

～児童の養護と未来を考える議員連盟総会を開催～

「児童の養護と未来を考える議員連盟」(会長：塩崎恭久衆議院議員)(以下、議連)は、3月19日に総会を開催しました。全養協、全乳協、全母協は、同総会に3団体連名で、平成27年度国家予算確保に関する要望書(次頁)を提出しました。

要望書では、①国が示した子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」「質的改善」の各項目について、必要額(1.1兆円)を確保すること、②職員配置基準の改善を含む「課題と将来像」を平成27年度から実行するための財源を確保すること、の2点を要望しています。

これは、平成27年度から本格実施される子ども・子育て支援新制度(以下、新制度)の検討を行うために国が設置した「子ども・子育て会議」において、厚労省が社会的養護の質の改善として当初示した9項目(所要額464億円)(別頁)について、財源不足を理由に、これを圧縮する案が提示されたことを受けたものです。新制度の実施には、当初より1兆円の新規財源が必要との見込みが国から示されていましたが、3月12日に開催された「子ども・子育て会議基準検討部会」において1.1兆円とされ、消費税率引上げによる新規財源7千億円との差額、4千億円の確保ができていないためとされています。

本会からは藤野会長はじめ5名が出席し、全乳協、全母協とともに、この4千億円を含む1.1兆円を確実に確保するよう、議連の場で強く訴えるとともに、引続き様々なチャンネルを通じ、この件に関する働きかけを行っていくこととしています。

平成 27 年度厚生労働省予算における
社会的養護の「量的拡充」と「質の改善」等について
要 望 事 項

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国児童養護施設協議会 会長 藤野 興一

全国乳児福祉協議会 会長 長井 晶子

全国母子生活支援施設協議会 会長 大塩 孝江

1. 子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」については必要とされている所要額（1.1 兆円）を確保してください
2. 社会的養護関係児童福祉施設の「課題と将来像」を平成 27 年度より実行する財政確保を実現してください

深刻化する児童虐待、DV問題を背景に、社会的養護関係児童福祉施設では、虐待を受けた子どもや障害がある子どもの増加、また DV 被害、精神疾患のある保護者への支援強化が喫緊の課題であります。そのために、小規模化や家庭的養護を推進していくことが急務であることから、厚生労働省は社会的養護関係児童福祉施設の「課題と将来像」を平成 23 年 7 月に提示しました。それに基づく児童福祉施設の計画的な整備及び職員配置基準の抜本的な改善等を平成 27 年度より実施することとしており、全国の社会的養護関係者は、計画準備に大いに期待していたところであります。

しかしながら、今にいたって財源確保ができないとの理由で、「課題と将来像」で目標化された内容の一部が絞り込まれ、かつ実施は平成 27 年度、平成 28 年度の各年度の予算編成時に決定されるとのことであります。これにより福祉施設を選べない子どもたちの成育環境の格差是正が遅れることが懸念され、全国の社会的養護関係者は、失望の淵にあります。

「虐待を受けた子どもなど、保護者の適切な養育を受けられない子どもが増えており、そのような子どもたちこそ、社会全体で公的責任をもって、保護し、健やかに育てていく必要がある。」との「課題と将来像」が謳う理念を実現するため、平成 27 年度に職員配置基準の改善をはじめとする質の改善を実行できるよう国の責務のもとに財源確保を実現してください。

2. 国の来年度事業方針が示される

～厚労省が全国児童福祉主管課長会議を開催～

自治体の児童福祉主管課長を対象とした全国会議が 2 月 26 日に厚労省で開催され、平成 26 年度の事業方針等が示されました。概要は次のとおりです。

(1) 社会的養護の充実について（別添、課長会議資料 43 頁～）

社会的養護施設を所管している家庭福祉課からは、「社会的養護の充実について」として、『社会的養護の課題と将来像』で示された方針に沿って、里親支援の推進や、施設運営の質の向上について説明がなされました。新規事業関連では、施設の人材確保事業として、①実習指導職員の

代替職員雇上げ経費、②実習学生の非常勤職員雇上げ経費が追加されたことが示されているほか、児童の自立支援の充実として、「児童養護施設等の退所者等の就業支援事業」の「退所児童等アフターケア事業」への組替えが示されました。

1. 社会的養護の充実について

(3)社会的養護を担う人材確保について（別添資料 48～49 頁）

①「児童養護施設等の職員人材確保事業」

児童養護施設等の小規模化にあたり、今以上の職員確保が不可欠であることを踏まえ、人材確保が小規模化移行への妨げにならないよう以下につき充実。

- ・施設への就職を希望する学生を担当する実習指導職員の代替職員雇上げ費用

（実習 1 回あたり 86,200 円※予定）

- ・実習を受けた学生を非常勤職員として雇い上げる費用（1 日あたり 3,760 円※予定）

※単価は「「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」の一部改正新旧対照表（案）」（厚労省『別冊資料』P312）

②児童養護施設等の心理療法担当職員の配置の推進

施設所在の自治体における、現制度の加算による配置の推進に言及。

(5)要保護児童等の自立支援の充実について（別添資料 49 頁）

①「退所児童等アフターケア事業」

里親・児童福祉施設措置や母子保護実施を解除し自立生活する子ども（保護者を含む）を対象に、生活支援に加え就業支援を一体的にすすめるため、実施要綱にそれぞれを明示。就業支援については、職場体験・職場訪問から、職場開拓や就業後のフォローアップについても事業範囲を拡充し、経費も充実。（1 チームあたり賃金 4,482,000 円、事務所経費 1,231,000 円※予定）

※単価は「「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」の一部改正新旧対照表（案）」（厚労省『別冊資料』P311）

この他、社会的養護の措置費に係る保護単価について、消費税引上げに伴い課税対象経費について改定を行い、一般生活費等についても、近年の物価動向も反映した改正が予定されていることや、消費税増税に伴う臨時的な給付措置として、児童福祉施設入所等児童に係る臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び子育て世帯臨時特例給付金について示されています。

(2) 施設等整備について（課長会議資料 55 頁）

施設整備については、小規模化及び耐震化の推進について示されています。このなかで施設の耐震化については、耐震化未整備施設に関し、これを計画的に推進するため、都道府県等に対し耐震化整備計画の策定依頼を予定していることが述べられています。

(3) 児童福祉施設全般について（課長会議資料 3 頁）

施設整備面の充実に加え施設運営について、第三者評価・自己評価の実施推進や苦情対応、防災対策の強化等について示されました。

同会議の「別冊資料」については、今後の閣議決定後に決定・施行される案段階のもののため、今回は添付しておりません。内容は厚労省ホームページでご確認ください。

[参考]

- | | |
|----------------------|---|
| ○全国児童福祉主管課長会議資料(抜粋) | ⇒別添資料 |
| ○同資料・ホームページ | ⇒ http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000038697.html |
| ○臨時福祉給付・ホームページ | ⇒ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/rinjifukushikyuuufukin/index.html |
| ○子育て世帯臨時特例給付金・ホームページ | ⇒ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/rinjitokurei/index.html |

3. 被措置児童等虐待の届出・受理件数は 214 件

～厚労省が平成 24 年度の被措置児童等虐待を報告～

厚労省は、3月14日に開催された社会保障審議会の社会的養護専門委員会で、全国69都道府県市における、平成24年度の被措置児童等虐待の状況について報告しました。【別添資料参照】

これによると、届出・通告受理件数は214件で、うち71件は「虐待の事実が認められた」ケースとなっており、更にこの71件のうち51件が、児童養護施設に関するものとされています。この51件を形態別にみると、20人以上の施設が最も多く24件、次いで本園内ユニットケアが13件、地域分園型ユニットケアが9件等となっています。

この他、虐待を行った職員の年齢や実務経験年数、事実確認後の法人・施設の対応などが報告されました。

本会では、児童養護施設における虐待を根絶すべく、「被措置児童等虐待根絶のための特別委員会」（委員長：釜田一（陽清学園））を設置し、学識経験者も交えて現在検討を進めています。各会員施設におかれましても、施設の最重点事項としてこの問題に取り組んでいただきますよう、重ねてお願いいたします。

[参考]

- | | |
|------------------------------|---|
| ○社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会資料(抜粋) | ⇒別添資料 |
| ○同資料・ホームページ | ⇒ http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000040335.html |

4. 全社協・全養協からのお知らせ

（1）「施設の抱える災害リスクに関する調査」の実施

本会に今年度設置した「大規模災害対応検討特別委員会」（委員長：神戸信行（青葉学園））は、会員施設が抱える災害リスクに関する実態を把握するため、全会員施設を対象とする調査を実施いたします。

同封の調査票につき、ご回答にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

(2) 「アトム基金進級応援助成制度」平成26年度募集中です

「アトム基金進級応援助成制度」は、(株)手塚プロダクションと(株)セディナから継続的に寄付いただいている寄付金（通称：アトム基金）をもとに、児童養護施設に入所していた方が大学・短期大学・専門学校等に進学した際の、2年次目以降に進級する際の経済的負担を軽減することにより自立への支援をはかることを目的として平成21年度より実施しています。助成額は進級した方1名につき3万円です。

同封の「募集要綱／申請書」により平成26年5月16日（金）[当日消印有効]までにご申請くださいますようお願いいたします。

（開催要綱は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>でも掲載予定です）

(3) 「メイスン財団奨学助成制度」平成26年度募集中です

メイスン財団（一般財団法人日本メイスン財団）は、各種のチャリティー活動や災害義援金の提供等、社会福祉向上のために活動を行っており、本奨学助成制度は、その支援の一環として、児童養護施設入所児童の高校卒業後の進学を援助し、自立と社会参加の一助となることを目的として実施するもので、今回で10年度目の実施となります。

新規の助成者数は7名を予定しています。助成が決定した場合、卒業まで（最大4年間）年額50万円（上限）の大学等授業料の助成を受けることができます。助成の決定までには審査があります。

詳しくは同封の「助成要項／申請書」等一式をご確認いただき、平成26年5月9日（金）[当日消印有効]までにご申請ください。

（実施要綱は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>でも掲載予定です）

(4) 平成26年度の大会・研修会等の開催予定

《全養協主催》

平成26年度第1回協議員総会	5月14日(水)	全社協
第68回全国児童養護施設長研究協議会	10月28日(火)～30日(木)	京都市
全国児童養護施設中堅職員研修会	平成27年 1月13日(火)～15日(木)	全社協・灘尾ホール
平成26年度第2回協議員総会	平成27年3月3日(火)	全社協

《全社協主催または全養協共催》

社会的養護を担う児童福祉施設長研修会(西日本)	9月4日(木)・5日(金)	大阪ガーデンパレス
社会的養護を担う児童福祉施設長研修会(東日本)	12月4日(木)・5日(金)	全社協
子ども・子育て全国フォーラム(仮称)	未定	未定
平成26年度ファミリーソーシャルワーク研修会	2月12日(木)・13日(金)	全社協・灘尾ホール他

《ブロック大会》

北海道ブロック	(調整中)	
東北ブロック	6月19日(木)・20日(金)	(岩手県花巻市)
関東ブロック	7月3日(木)・4日(金)	(茨城県水戸市)
中部ブロック	6月4日(水)～6日(金)	(三重県津市)
近畿ブロック	6月10日(火)・11日(水)	(大阪府大阪市)
中国ブロック	6月18日(水)～20日(金)	(島根県松江市)
四国ブロック	6月26日(木)・27日(金)	(愛媛県松山市)
九州ブロック	6月10日(火)～12日(木)	(佐賀県)

(5) 新規開設施設情報をお知らせください

養育単位の小規模化が進み、同一法人内外における新規児童養護施設の開設、大舎制施設の分園化にともなう新規施設の設置が進んでおります。貴施設におかれまして、新規施設の情報等がございましたら、概要（施設名、施設長名、所在、定員、創設日等）につき、本会協議員を通じて、事務局までお知らせくださるようお願いいたします。

(参考) 会員児童養護施設数 (本会調べ)

	22年度	23年度	24年度	現在
施設数	579か所	585か所	589か所	593か所